

科学技術・学術審議会人材委員会の公開の手續について

令和 7 年 4 月 17 日
科学技術・学術審議会人材委員会決定

科学技術・学術審議会令第 11 条及び科学技術・学術審議会人材委員会運営規則第 5 条の規定に基づき、科学技術・学術審議会人材委員会（同運営規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同委員会に設置する作業部会を含む。）の公開の手續について以下のように定める。

1 会議の日時・場所・議事を原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載する。

2 傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17 時までに科学技術・学術審議会人材委員会の庶務部局（文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課）に登録する。

② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1 社につき原則 1 名とし、開催前日 17 時までに科学技術・学術審議会人材委員会の庶務部局（文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課）に登録する。

(3) 会議の撮影、録画、録音について

① 傍聴者は、主査が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。

② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

ア．会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。

イ．スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。

ウ．撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(4) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると主査が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、主査が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、主査の指示に従うこととする。

3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各 1 名とする。

(参考)

科学技術・学術審議会ホームページの開設について

平成13年4月13日
科学技術・学術審議会了承

国民への積極的な情報提供を行うとともに、委員相互の情報の共有化を図り、円滑な審議に資するため科学技術・学術審議会ホームページを開設しました。

- ① 委員の略歴等を掲載するとともに、各分科会等における審議状況を迅速に閲覧可能にします。
- ② 分科会等の審議状況について、各委員からご意見等がある場合は、いつでも電子メールで意見をお寄せください。メールアドレス shingist@mext.go.jp

1 開設場所 文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>の審議会情報に掲載。

- 2 掲載内容
- (1) 新着情報・・・審議会の開催状況等を掲載
 - (2) 概要等・・・科学技術・学術審議会設置の経緯等を掲載
 - (3) 答申等・・・答申等を掲載
 - (4) 議事録等・・・議事録等を掲載
 - (5) 委員の紹介・・・各委員の略歴等を掲載
 - (6) 各分科会の情報・・・各分科会の開催状況等を掲載
 - (7) その他・・・総合科学技術・イノベーション会議や旧審議会のホームページにリンク